

あまつり2025出店者募集要項

1 開催日時

令和7年8月16日（土）午後4時30分から午後8時30分まで ※荒天中止

2 開催場所

あま市七宝焼アートヴィレッジ（あま市七宝町遠島十三割2000番地）

3 出店数

- (1) テントブース 60ブース程度
- (2) キッチンカーブース 6ブース

4 出店資格

(1) テントブース・キッチンカーブース共通

- ① 市内在住、市内在勤又は市内に事務所・店舗等があること。
- ② 市税の滞納がないこと。
- ③ 3回開催予定の出店者説明会の内、1回に出席可能であること。
- ④ ブースに販売員1名以上を常時配置すること。また、出店内容や出店方法についてあま市まつり実行委員会（以下「実行委員会」という。）の指示を遵守すること。
- ⑤ 実行委員会露店等出店規則を遵守すること。
- ⑥ 出店に必要な書類を全て提出すること。
- ⑦ 開催日翌日に実施する清掃活動に参加すること。

(2) キッチンカーブース

- ① 出店を予定しているキッチンカーの全長×全幅の平面積が10㎡以内であること。
- ② 公的機関が発行するあま市内における有効な営業許可証（自動車による飲食店営業）を有すること。
- ③ PL保険に加入していること。
- ④ 食品衛生責任者又は調理師の有資格者が常駐すること。
- ⑤ 過去3年以内に食品衛生法に基づく行政処分を受けていないこと。

5 出店内容

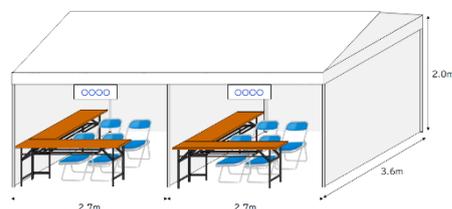
コピー商品及び盗品、違法商品、風紀を著しく乱すものは展示・販売できません。

※市民のためのまつりであるため、著しく射幸心をあおるような内容については出店をお断りします。

6 出店スペース及び貸与備品

(1) テントブース

- ・間口2.7m×奥行3.6m
- ・長机2本



- ・パイプ椅子4脚
 - ・ブルーシート1枚（飲食提供の出店者）
- (2) キッチンカーブース
- ・3m×5m程度

7 出店料

(1) テントブース（芝生エリア、アスファルトエリア）

区 分	出店料
令和7年4月1日現在で、市民活動登録団体、市から補助金を受けている団体、市観光協会会員及び市商工会員	10,000円
上記以外の出店者	20,000円

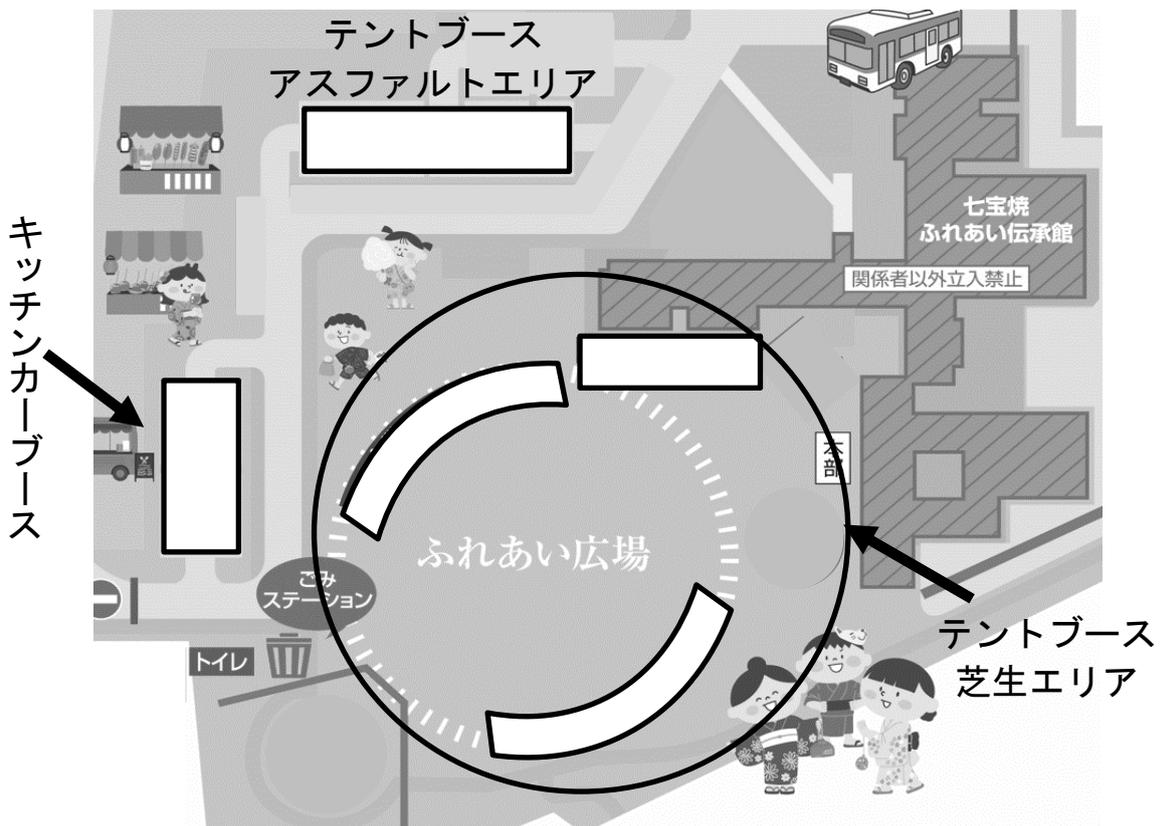
※出店場所については、品目等を考慮した上で実行委員会にて決定します。

(2) キッチンカーブース

区 分	出店料
令和7年4月1日現在で、市民活動登録団体、市から補助金を受けている団体、市観光協会会員及び市商工会員	15,000円
上記以外の出店者	30,000円

(3) 留意事項

- ①出店料は、別途送付する出店者説明会の開催案内を受けた方のみ、説明会会場にて現金でお支払いいただきます。
- ②出店料については、あまつりが中止となった場合でも返金しません。
- ③実行委員会は、インボイス（適格請求書）発行事業者ではありませんので、インボイス発行はできません。



8 店舗・設備

- (1) 貸与備品のほか、出店に必要な資機材、費用等はすべて出店者の負担とします。
- (2) 法令に定める申請、届出や必要な資格者の配置は出店者の責任と負担で実施してください。
- (3) 保健所が定める適切な衛生管理と加工（調理等）ができ、衛生的に販売してください。
- (4) 出店者は、ゴミ箱を必ず設置し、器や残飯等の回収を購入者に説明してください。また、回収後は出店者の責任において、適法な処分を徹底するとともに、自店の販売物以外が投棄されていても持ち帰り、適正に処分してください。なお、排水についても自店にて管理し、適正に処分してください。
- (5) 電気設備、排水設備、水道設備を始めとする会場内設備の使用はできません。発電機等必要な機材は出店者が用意してください。
- (6) 出店に発電機等が必要な場合は、低公害、低騒音な機器を使用するとともに火災等の事故防止に必要な対策を講じるものとし、配線の養生など来場者の安全に万全を期してください。
- (7) スピーカー等を使用したBGMや呼び込み等はできません。
- (8) 照明は、作業用のみとし、電飾及び看板照明等は使用できません。

9 注意事項

- (1) 食品衛生法に基づく営業許可は、各出店者で申請を行い、許可を受けてください。
- (2) 申請時に提出した販売品目以外は、販売できません。
- (3) 書類提出後に、申請内容の変更はできません。
- (4) 出店権利の譲渡及び転貸はお断りします。
- (5) 年少者の従事については、労働基準法に則り、特に注意してください。
- (6) キッチンカーについて、車両停車後は車両のエンジンを停止することとし、搬入搬出時間以外の移動はできません。

10 損害賠償

- (1) 飲食物を取扱う出店者は、食品営業に係る賠償責任保険に加入してください。加入する保険の補償対象は、食中毒などの食品安全及び看板の倒壊など出店者を原因とする事故に係る怪我等を含めてください。
- (2) 出店者はその責めに帰する理由により、会場内設備の全部又は一部を滅し、又は損傷したときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払ってください。ただし、設備を原状に回復した場合は、この限りではありません。
- (3) 出店に起因する事故（火災や食中毒など）や苦情（販売品や営業方法に関するものを含む）は出店者が全責任を負い、誠意を持って対応してください。主催者は一切責任を負いません。
- (4) 出店者の備品や販売品の盗難、破損及び紛失等の損害について、主催者は一切責任を負いません。
- (5) 中止等は、当日午前9時以降に決定し、出店者に電話にて通知します。
- (6) 中止に伴う損失、販売数量等に基づく損失について、主催者は一切補償しません。

11 申込方法

別紙の①申込書、②同意書、③出店関係者名簿に必要事項を記入後、④未納のあま市税がないことの証明書（法人でない場合は代表者）を取得し、実行委員会事務局（あま市役所企画政策課内）へ全て整えた上でお申込みください（郵送不可）。飲食物を取り扱う出店希望者は、⑤飲食物販売内容事前調査用紙、⑥食品衛生法に基づく露店による営業許可証のコピーも合わせて提出してください。

なお、⑥食品衛生法に基づく露店による営業許可証を今後取得予定で、申込期限までに提出できない場合は、取得後、出店者説明会までに、速やかに提出してください。

その他、販売等にあたり、許可が必要となる出店についても、同様とします。

※土・日曜日を除く、午前8時30分から午後5時まで

12 申込期限

令和7年5月16日（金）午後5時まで

13 出店審査

- (1) 愛知県暴力団排除条例及びあま市暴力団排除条例の趣旨に則り、実行委員会による出店審査を行います。
- (2) 申込数が募集店舗数を超えた場合は、開催目的が市民協働及び地域振興を主としていることから、市民活動登録団体、市から補助金を受けている団体、市観光協会及び市商工会員の出店を優先します。また、実行委員会が出店内容などを考慮した上で、審査により決定します（先着順ではありません。）。なお、選考理由については開示しません。

14 審査結果通知及び出店者説明会の開催

- (1) 審査結果は、申込者それぞれに通知します。
- (2) 出店場所は、実行委員会にて調整・決定し、別途通知します。
- (3) 出店者説明会を6月17日（火）午後3時と午後6時、18日（水）午前10時からあま市役所（2階D会議室）にて予定しておりますので、必ずいずれかに出席ください。
- (4) 出店が決定した飲食提供者は、出店者説明会までに、「食品営業許可証（露店による営業）」のコピーを事務局へ提出してください。なお、保健所から許可を受けた品目以外は、提供できませんので注意してください。
- (5) いかなる理由でも出店者説明会を欠席された場合は出店を取り消します。また、遅刻等により出席時間が短い場合は、欠席扱いとする場合があります。
- (6) 出店者説明会について、個別対応は行いません。

15 出店の取消等

出店が決定しても、次のような行為が確認された場合、その場で出店許可を取り消し、即刻退場していただきます。

- (1) あまつりのルールを守らず、実行委員会の注意、指示に従わない場合
- (2) 搬入・搬出時間及び場所、駐車場を守らない場合
- (3) 出店内容が申込みと異なる、あるいは届出のない品物を扱っていた場合

- (4) 販売品や展示品等がブースからはみ出している等、周囲に迷惑をかける場合
- (5) 美化・衛生のルールを守らず、ゴミを放置・不法廃棄した場合
- (6) 不適切な言動、暴力行為、公序良俗に反する行為が認められた団体、あるいは周囲に不快感を与えたり、誹謗・中傷するなど、社会性、協調性に欠ける行為が認められた場合
- (7) 提出書類等に不正、偽造、虚偽記載が認められた出店者。申込者と実際に営業活動をする出店者が異なる場合（「名義貸し」等の行為が認められた場合は許可を取り消します。）

16 その他

- (1) 提出いただいた申込書等の書類は、いかなる理由があっても返却しません。
- (2) 政治的行為・布教活動はお断りします。

<p>問合せ・申込先 あま市まつり実行委員会事務局（あま市役所企画政策課内） （住所）あま市七宝町沖之島深坪1番地 （電話）052-444-1712</p>
